

古賀市一般廃棄物処理計画
(令和5年度実施計画)

古賀市 環境課

第1. 計画の基本事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定及び古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第7条の1に基づき、市内から発生する一般廃棄物の発生及び排出の抑制・循環的利用・適正処理に関する必要な施策について定めるものである。（図1参照）

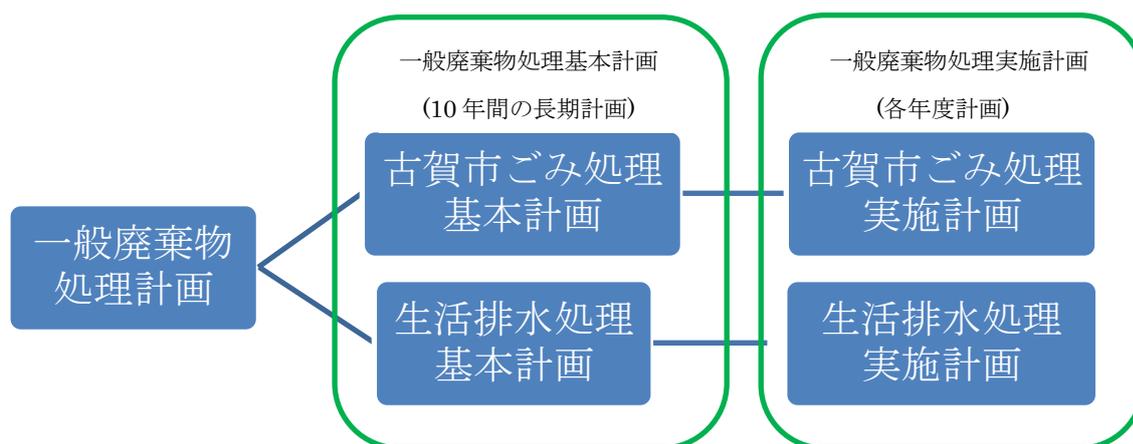


図1 一般廃棄物処理計画の構成

(2) 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 計画区域

古賀市全域

第2. ごみ処理の方針

1 基本方針

「第2次古賀市環境基本計画」を踏まえ、古賀市における環境像「未来に引き継ごう 人が自然と愉しく共生する環^{たの}のまち ^わこが」を実現するため、循環型のまちをめざす次の施策について取り組む。

(1) 循環型社会の構築

- ・ごみの減量と資源化対策

(2) 快適で安全な住環境の確保

- ・し尿等の適正処理の推進

2 ごみの発生抑制等のための方策

ごみの排出を抑制するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担によって積極的取組を図ることが不可欠である。

本市としては、これまでの事業を継続していくことに加え、循環型社会の形成に資するため、4R（リフューズ（Refuse：発生回避）、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用））を促進するとともに、プラスチックごみ削減や食品ロス削減の取組、また雑がみ回収袋を活用した啓発や分別収集の機会を増やすなど、さらにごみの減量と再資源化を推進していくこととする。

ア. ごみ処理の有料制

ごみの排出者としての責任を明確にするとともに、負担の公平性を確保し、一人ひとりがごみ減量・リサイクルの行動を起こすきっかけをつくるために導入した、ごみ処理の有料制を継続する。

イ. 生ごみ減量対策

家庭から出る生ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機器の購入費用の一部を補助する（生ごみ処理機器購入費補助金制度）。

ウ. 再資源化対策

①地域別分別収集

自治会と共働し、資源としてリサイクルできるものを地域別分別収集会場において月1回の分別収集を実施する。

②エコロの森分別収集

都合により地域の分別収集で出せなかった方などを対象に、エコロの森（玄界環境組合古賀清掃工場）において、月3回の分別収集を実施する。また、併せて古紙類の回収も行う。

③市役所分別収集

資源ごみの収集の機会を増やすため、市役所駐車場において月2～3回の分別収集を実施する。

④古紙回収倉庫

市内4箇所を設置している回収倉庫において、古紙類の回収を行う。

⑤資源回収ボックス

市内22箇所を設置している回収ボックスにおいて、紙パック・プラスチック製容器包装（食品トレイも含む）・ペットボトルの回収を行う。

⑥廃食用油の回収

古賀市役所環境課窓口・隣保館（ひだまり館）・千鳥苑・ししぶ児童センター窓口において、廃食用油の回収を実施する。

⑦小型家電回収ボックス

市内7箇所を設置している回収ボックスにおいて、小型家電の回収を実施する。

⑧剪定枝再生利用促進

家庭から出る剪定枝の再生利用促進のため、民間事業者施設（株林田産業グリーンリサイクルセンター）への個人搬入を推進する。

⑨小型充電式電池回収ボックス

古賀市役所環境課窓口において小型充電式電池を回収する。

⑩使用済みインクカートリッジ回収ボックス

市内3箇所に設置している回収ボックスにおいて、使用済みインクカートリッジの回収を実施する。

⑪パソコン及び小型家電の宅配回収

リネットジャパンリサイクル株式会社との協定により、宅配便にて行うパソコン及び小型家電の回収を実施する。

エ. 事業系ごみ対策

①事業系一般廃棄物の適正処理

事業系一般廃棄物の適正排出及び適正な手数料負担について、市は継続して推進するとともに、事業者及び一般廃棄物許可業者が関連法令及び市の計画等に従い廃棄物の適正な排出及び処理を行うよう指導する。

②多量排出事業者に対する啓発・指導

「古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づく多量排出事業者に対して、廃棄物管理責任者の選任と事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成、提出を義務づける。

③「ごみ減量化推進優良事業所」の認定

ごみの適正処理・減量・資源化に積極的に取り組んでいる事業所を、申請に基づいて「古賀市ごみ減量化推進優良事業所」として認定、周知を行うことで、減量化等に対する意識の高揚を図る。

④事業所訪問

事業所から排出されるごみの適正処理・減量・資源化の指導をする。また、優良事業所認定のための情報提供を行う。

オ. ごみ減量・リサイクルに関する普及啓発

①広報誌等による情報発信

ごみの分け方・出し方及びごみ減量・リサイクル等に関する啓発を広報こが「こがんと」・ホームページ等で情報発信することで、ごみ減量意識の向上を図る。

②講座の実施

・出前講座

雑がみ分別や食品ロス削減の方法について、申し込みのあった団体に対し講座を実施する。

・ダンボールコンポスト講座

家庭で手軽に取り組めるダンボールコンポストを用いたごみ減量の方法について講座を行う。

- ・分別収集困りごと講座

地域の役員を対象に資源ごみの分別について理解を深める学習の場を設ける。

③街頭啓発の実施

「まつり古賀」「環境展」等において、プラスチックごみ削減や不法投棄対策食品ロス削減などの啓発を実施し、ごみ減量化・資源化を推進する。

④施設見学の推進

ごみの処理状況を直接見て体験することによって、ごみの減量や分別意識の向上につなげるために、ごみ処理施設の見学、体験学習を推進する。

カ. 収集体制

①収集における市民サービスの向上

市民がごみの減量及び再生利用ならびにごみの分別に取り組むことにより、ごみの適正処理に努められる収集体制づくりを進める。

②ふれあい収集の実施

自宅がごみ収集路線上になく、家庭から排出されるごみを所定の排出場所まで出すことが困難、かつ他の者から協力を得られない高齢者及び障がい者の世帯を対象に、玄関先でごみ収集を行う。また、希望者には収集時に声かけを行う。

キ. 不適正処理防止

①不法投棄対策

不法投棄防止について市民・事業者へ周知を図るとともに、日中・夜間のパトロール巡回活動を継続する。また、地域・警察と連携を図りながら不法投棄をさせない環境づくりを推進する。

②野外焼却の防止

法律で禁止されている野外焼却を防止するために、関係機関と連携し、市民・事業者への啓発・指導を強化する。

第3. 収集・運搬

1 家庭ごみの分別・排出

(1) 指定袋・分別収集・粗大ごみ処理シール

分別区分		出せるもの・方法
可燃ごみ		<p>生ごみ（野菜くず・貝殻くず）、草木類、衣類、紙類、プラスチック類、紙おむつ等、使い捨てカイロ、保冷剤など。</p> <p>●古賀市指定ごみ袋に入れ、結び口を結び、午前7時までに集積所等の決められた場所に出す。自宅前が収集道路の場合は、道路際の見えやすく、敷地に立ち入らずに回収できる位置へ出す。</p>
資源ごみ	びん、ガラス	<p>中身を空にして洗って出す。</p> <p>●分別収集会場のコンテナへ</p>
	飲料缶、ペットボトル	<p>中身を空にして洗い、つぶさずに出す。</p> <p>●分別収集会場のエコバッグへ</p>
	プラスチック製容器包装、梱包材	<p>汚れを取り除き洗って乾燥させる。梱包材は20 cm角程度の大きさに割って出す。</p> <p>●分別収集会場のエコバッグへ</p>
	紙パック	洗って開き、乾燥させる。●分別収集会場のコンテナへ
	陶磁器、乾電池	<p>汚れ（包んでいた紙や袋）を取り除いて出す。</p> <p>●分別収集会場のコンテナへ</p>
	蛍光管	割らずに出す。●分別収集会場のコンテナへ
	金属混合物	<p>塗料缶や油缶などは中身を空にして出す。</p> <p>●分別収集会場のコンテナへ</p>
	スプレー缶	<p>中身を使い切って出す。</p> <p>●分別収集会場のコンテナへ</p>
粗大ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭から排出される、市指定ごみ袋に入らない可燃性大型ごみで1 m×1 m×2 m以内のもの。 ・上記サイズを超える、収集車で運べる程度の家具。 ・分別収集会場のコンテナ（100 cm×25 cm×15 cmまたは30 cm×40 cm×30 cm）に入りきらない不燃性ごみ。 ・陶器、コンクリート等と金属、木材等との混合素材大型ごみ。（例：洗面台、コンクリート台付き物干し竿、プラスチックコーティング漬物石など） <p>●収集業者へ申込み、指定日の午前7時までに粗大ごみ処理シールを貼り付け、収集路線上へ出す。</p>

※臨時に排出されるごみは、直接処理施設へ搬入するか、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。

(2) 自己搬入

種類	出せるもの・方法
不燃物（陶磁器等）	家庭から発生するコンクリート、瓦、タイル、陶磁器類、土砂、ブロック、ガレキ。 ●搬入許可証の交付を受け、古賀市不燃物埋立地へ
家庭系ごみ	家庭から発生するごみ（可燃ごみ、資源ごみ）及び粗大ごみ。 ●玄界環境組合古賀清掃工場へ

(3) 回収拠点での資源物

分別区分	主な回収拠点
紙パック	市の施設など22箇所に設置している資源回収ボックス。
ペットボトル	
プラスチック製容器包装	
古紙類 (新聞紙・雑誌・雑がみ・ダンボール)	市内の施設など4箇所に設置している古紙回収倉庫。
廃食用油	市役所環境課窓口・隣保館（ひだまり館）・千鳥苑・ししぶ児童センター窓口
小型充電式電池	電器店等の店頭回収または市役所環境課窓口
使用済みインクカートリッジ	市の施設など3箇所に設置している回収ボックス。
剪定枝等※	(株)林田産業グリーンリサイクルセンターの専用コンテナ
水銀体温計	市役所環境課窓口
珪藻土製品	市役所環境課窓口(自主回収を発表しているメーカー等で石綿が含有されていないことが確認されたものに限る。)

※処理費負担での自己搬入。

(4) その他

分別区分	出し方
特定家庭用機器廃棄物（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）	製品の購入店もしくは買い替え店に費用を支払い引取りの依頼をする。不明な場合、市内協力店もしくは市の一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を依頼。
パソコン	協定締結先であるリネットジャパンリサイクル株式会社の宅配回収もしくはメーカーによる回収。

2 事業系ごみの分別・排出

分別区分	出せるもの
可燃ごみ	事業活動に伴って排出される産業廃棄物以外の可燃ごみ及び粗大ごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない質及び量のもの
不燃ごみ	事業活動に伴って排出される産業廃棄物以外の不燃性ごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない質及び量のもの

発生した廃棄物は次のいずれかの方法により処理を行う。

(1) 自らの責任において適正に処理する。

- ・市の処理施設に直接搬入する場合は、関係法令の規定による基準に従い、生活環境の保全上支障が生じないうちに行う。
- ・市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者と収集運搬の契約をする。

(2) 廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、事業系一般廃棄物の減量に努める。

3 収集運搬計画

委託制及び許可制とする。

(1) 一般廃棄物の処分に関し、市長が許可する者（一般廃棄物処分業者）

氏名	住所	一般廃棄物の種類	許可期間
環境開発工業㈱	古賀市川原968番地2	浄化槽汚泥中間処分業	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで

(2) 一般廃棄物の収集運搬に関し、市長が許可する者（一般廃棄物収集運搬業者）

氏名	住所	一般廃棄物の種類	許可期間
㈱古賀環美サービスセンター	古賀市筵内1522	じん芥収集運搬	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
古賀衛生工業㈱	古賀市川原968番地2	し尿収集運搬	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
コスモス環境㈱	古賀市川原959番地4	し尿・浄化槽汚泥収集運搬	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
環境開発工業㈱	古賀市川原968番地2	浄化槽汚泥収集運搬	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
㈱林田産業	福津市中央5丁目12番1号	し尿・浄化槽汚泥収集運搬	令和5年9月1日から 令和7年8月31日まで (予定)
(有)津屋崎サニタリー	福津市宮地浜3丁目29番15号	し尿・浄化槽汚泥収集運搬	令和5年9月1日から 令和7年8月31日まで (予定)

※許可業者数は、現状の収集運搬量等を勘案して既存の範囲内とする。

(3) 家庭系一般廃棄物の収集運搬を市が委託する者

氏名	住所	委託の区域	委託期間
㈱古賀環美サービスセンター	古賀市筵内1522	下記以外の市内全域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
コスモス環境㈱	古賀市川原959番地4	中川区（国道495号線より西側）、花見南区、花見東1区、花見東2区、北花見区	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

4 発生見込量・処理計画量（※ごみ処理フロー図は別図第2に示す。）

種類及び分別の区分		収集形態 (収集回数)	収集運搬主体 (収集運搬を実施する者)	発生量の見込み	搬入先 (処理方法)	
家庭系 ごみ	可燃ごみ	戸別収集 (週2回)	委託業者 (古賀環美サービスセンター) (コスモス環境)	16,857 t	古賀清掃工場 (焼却)	
	粗大ごみ	戸別収集 (毎月指定日(有料))		686 t	古賀清掃工場 (焼却、再資源化) ※陶磁器のみ 古賀市不燃物埋立地 (埋立)	
	びん	拠点収集 (月1回(地域)) (月3回(エコロの森)) (指定日(市役所駐車場))		588 t		
	ガラス					
	飲料缶					
	金属混合物					
	蛍光管					
	乾電池					
	ペットボトル					
	プラスチック製容器包装					
	梱包材					
	紙パック					
	陶磁器					
	スプレー缶					
	古紙	拠点収集 (その都度)		再生業者	123 t	再資源化施設 (再資源化)
	廃食用油	拠点収集 (その都度)		再生業者	5720 (0.5t)	再資源化施設 (再資源化)
小型充電式電池	拠点収集 (その都度)	JBRC指定運搬業者	0.50 t	再資源化施設 (再資源化)		
剪定枝等	拠点収集 (受入れ可能日時)	—	110 t	㈱林田産業 グリーンリサイクルセンター (再資源化)		
特定家庭用機器	—	引取義務店・協力店または許可業者	12 t	指定引取場所		
パソコン	—	指定運搬業者	2 t	再資源化施設 (再資源化)		
不燃物(陶磁器等)	—	—	460 t	古賀市不燃物埋立地 (埋立)		
事業系	可燃ごみ	個別収集 (その都度) (※1)	許可業者 (古賀環美サービスセンター)	5,352 t	古賀清掃工場 (焼却、再資源化)	
	不燃ごみ			231 t		
その他	し尿(市内)	戸別収集 (月2回)	許可業者 (古賀衛生工業) (コスモス環境) (環境開発工業)	3,560 kl	古賀市海津木苑	
	浄化槽汚泥・農集汚泥(市内)	戸別収集 (その都度) (※2)		5,890 kl		
	し尿(市外)	—	許可業者 (林田産業) (津屋崎サニタリー)	1,860kl		
	浄化槽汚泥(市外)	—		1,758kl		
	し渣・し尿汚泥	-	委託業者	354 kl	古賀清掃工場 (焼却)	
	小動物死体	戸別収集 (その都度)	許可業者 (古賀環美サービスセンター)	147 体	古賀清掃工場 (焼却)	

※1 事業者が古賀清掃工場に直接搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。

※2 浄化槽法の定めにより収集する。

5 一般廃棄物処理施設の概要

① ごみ処理施設

【 玄界環境組合 古賀清掃工場 】

○ 焼却処理施設

設置場所	古賀市筵内1970番地1
処理対象	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、下水・し尿汚泥
処理方式	キルン式ガス化溶融方式
処理能力	260 t/日 (130 t/日×2基)

○ リサイクルプラザ

設置場所	古賀市筵内1970番地1
処理対象	資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ
処理方式	機械選別及び手選別、圧縮梱包
処理能力	48 t/5h

② 最終処分場

【 古賀市不燃物埋立地 】

設置場所	古賀市青柳町444番地2
埋立対象物	陶磁器、残土、コンクリート、ブロック等 (食物等の有機物が付着したもの、灰やすすが付着したブロック等は対象外)
埋立方法	準好気式埋立
埋立地面積	7,412 m ²
埋立容量	25,381 m ³

【 玄界環境組合 古賀清掃工場最終処分場 】

設置場所	古賀市筵内1970番地1
埋立対象物	脱塩残渣
埋立方法	クレーンによる積み増し工法
埋立地面積	1,770 m ²
埋立容量	11,505 m ³

6 市が収集及び処理を行わない一般廃棄物

(玄界環境組合古賀清掃工場及び古賀市不燃物埋立地において処理が困難なもの)

適正処理困難物の種類	適正処理困難物
危険物	中身入りの消火器、ガスボンベ、金属性ボンベ、ガソリン、軽油、灯油等引火性液体、爆発物等
大型機具、機材	農業機械、農機具、太陽熱温水器、電気温水器、給湯器、太陽光パネル、ボイラー等
自動車・自動二輪車及びそれを構成する部品	自動車、自動車部品、自動二輪車、タイヤ、廃油、揮発性の油類、塗料、バッテリー等
毒物・劇物・薬品等	毒物薬品、化学薬品、農薬、医療関係品等
特定家庭用機器再商品化法の対象機器	ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機
資源有効利用促進法の対象機器	家庭用パソコン
医療系一般廃棄物	注射器及び注射針等の鋭利なもの、血液等が付着した感染性の危険が高いと思われるもの
その他適正な処理が困難なもの	ボウリング球、耐火金庫、石膏ボード、ピアノ、ワイヤー入りシート、ワイヤーロープ、魚網、ガラス繊維製品、強化プラスチック製品、灰やすすが付着したブロック等

7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 他市町村からの一般廃棄物の処分の受託

委託市町村名	一般廃棄物の種類	予定数量	処分の方法	処分場所在地
福岡市	びん・ペットボトル	5,959 t	選別処理 再資源化	古賀市薬王寺 1719-1 大和 株式会社

第4 生活排水処理計画

1 し尿及び浄化槽汚泥の処理

くみ取りを要するし尿、浄化槽汚泥・農集汚泥については、許可業者が収集し、市のし尿処理施設「海津木苑」へ搬入する。

し尿、浄化槽汚泥の収集方法

種類	区域	収集方法
し尿	千鳥（北区・南区・東区）、 病院区	仮設トイレを除き、市民、事業者の申込みによる収集ならびに定期収集を行う。 ●許可業者(コスモス環境株)による戸別収集。
	上記以外の市全域	市民、事業者の申込みによる収集ならびに定期収集を行う。(仮設トイレは市全域収集する) ●許可業者(古賀衛生工業株)による戸別収集。
浄化槽汚泥・ 農集汚泥	市全域	浄化槽清掃後の汚泥を許可業者が戸別収集する。

2 計画収集量

種類	発生量及び処理量の見込み
し尿	4, 063kl
浄化槽汚泥・農集汚泥	5, 987kl

3 市外からの受入れ

令和5年9月より福津市より発生したし尿及び浄化槽汚泥が搬入される。

種類	発生量及び処理量の見込み
し尿	1, 860kl
浄化槽汚泥	1, 758kl

4 し尿処理施設の概要

古賀市海津木苑

設置場所	古賀市鹿部459番地
処理対象	し尿、浄化槽汚泥、農集汚泥
処理方式	標準脱窒素処理＋高度処理（凝集分離）
処理能力	67k1/日

5 処理施設の整備等

計画処理区域内で発生するし尿及び浄化槽汚泥等の適正処理や環境負荷の軽減を図るとともに、循環型社会の形成に向けたシステムづくりを推進するため、老朽化した古賀市し尿処理施設（海津木苑）の更新施設として「汚泥再生処理センター」を建設することを計画している。（図2参照）

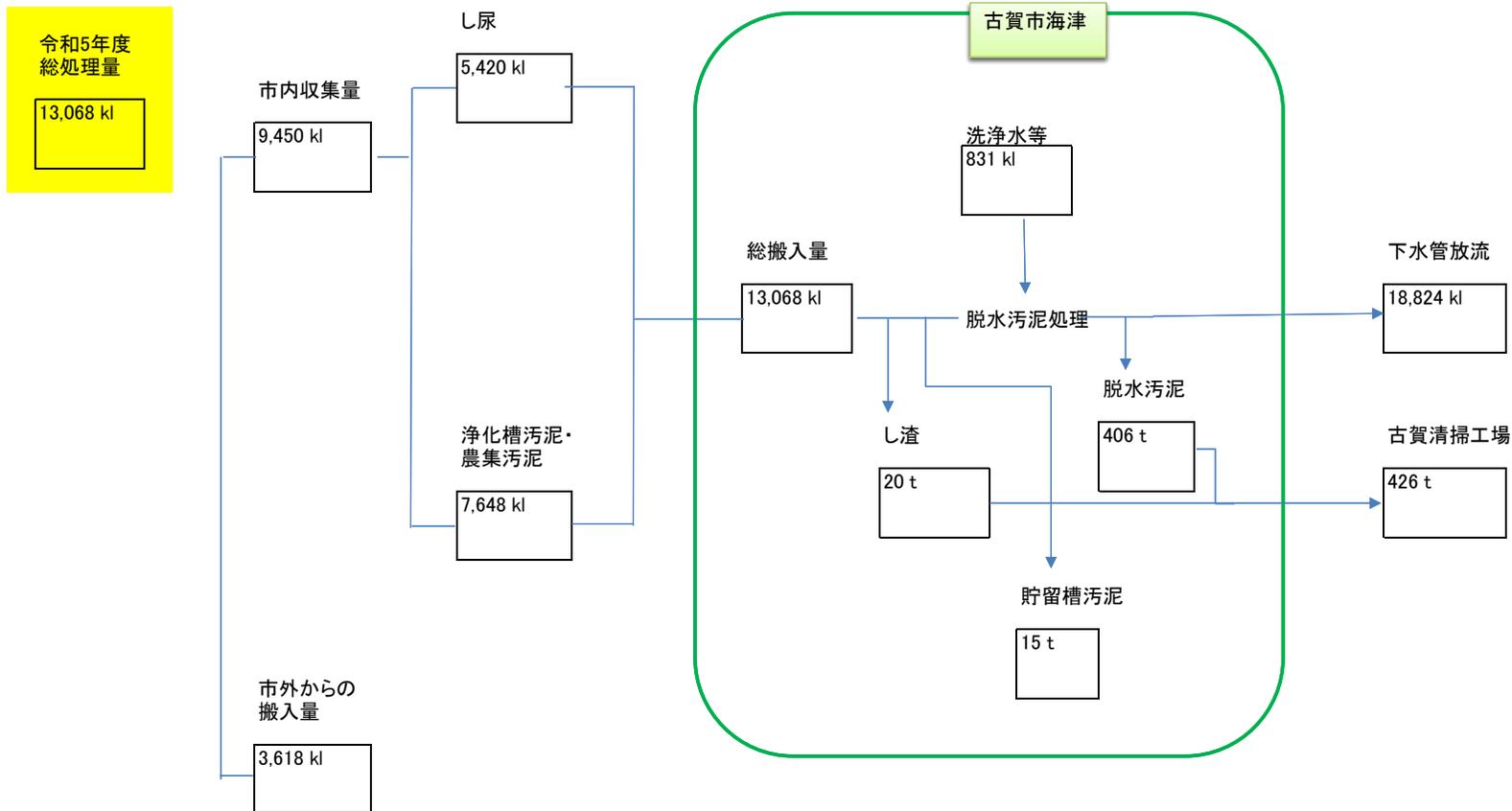
既存施設を運用しながら工事を行うため、令和4年度に行う処理能力への影響は生じない。

	現状施設	次期施設
施設名称	し尿処理施設 「古賀市海津木苑」	汚泥再生処理センター 「古賀市海津木苑」（仮称）
処理対象区域	古賀市管内全域	古賀市管内全域（福津市分も含む）
施工年度（経過年数）	1983(S58)年6月 (38年経過)	2023(R5)年中 供用開始予定
計画処理能力	67k1/日	52k1/日※
備考	※古賀市全域分の処理見込み 27k1/日に加え、福津市全域分を投入することを踏まえた施設規模となっている。	

現状施設と次期施設との比較

別図 第1

令和5年度し尿処理計画フロー図(処理量の見込み)

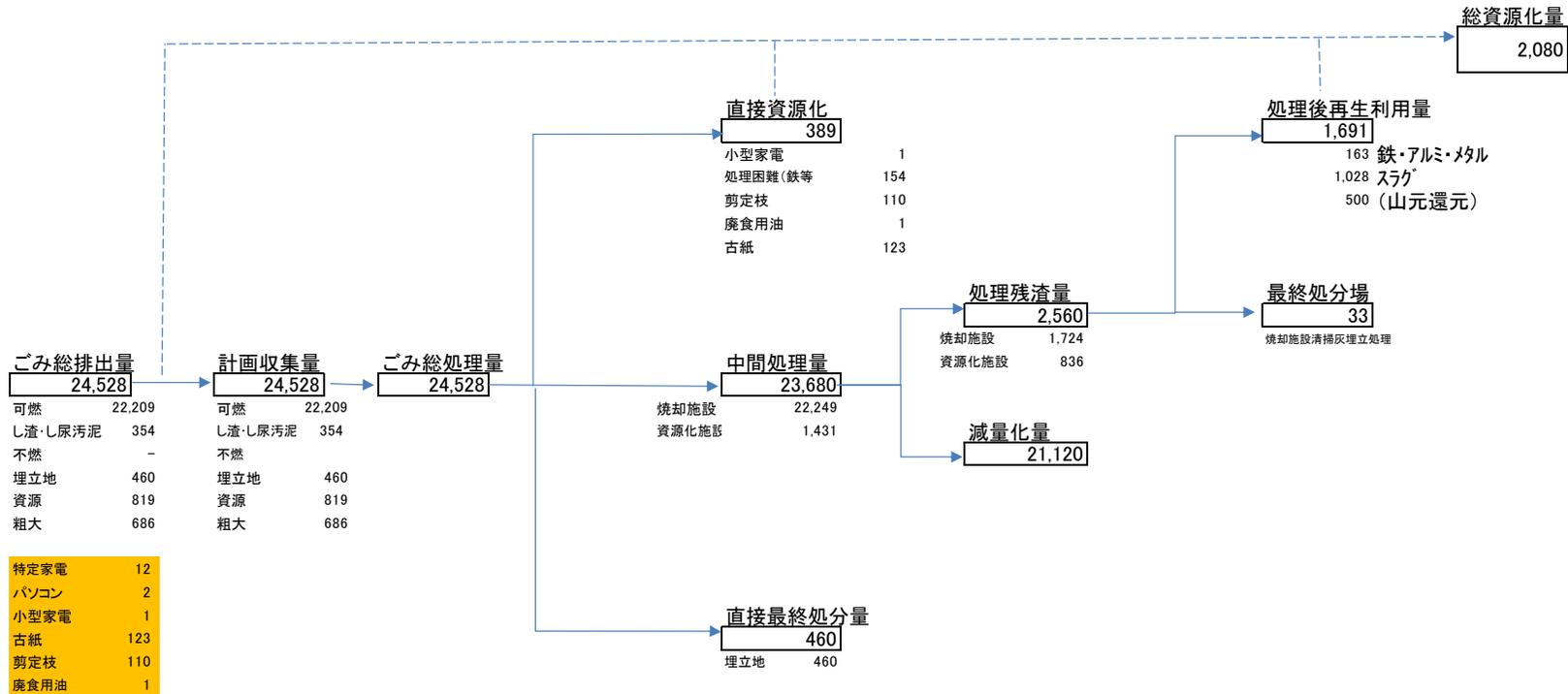


※単位未満は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計が合わない場合がある。

別図 第2

令和5年度ごみ処理計画フロー図(処理量の見込み)

単位:t



※単位未満は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計が合わない場合がある。